

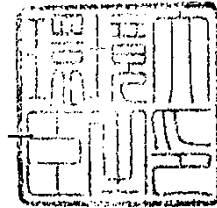


資料 2

諮問第79号
環水土発第030508002号
平成15年5月8日

中央環境審議会会長
森 尙 昭 夫 殿

環 境 大 臣
鈴 木 俊



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記について、環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月2日農林省告示第346号）（以下「告示」という。）に基づき、別紙の農薬に関し、告示第1号イの環境大臣が定める基準を設定することについて貴審議会の意見を求める。

(別紙)

4-クロロベンジル N-2, 4-ジクロロフェニル-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)チオアセトイミダート (別名イミベンコナゾール)

N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3, 5-ジメチルベンゾヒドラジド (別名テブフェノジド)

4-フェノキシフェニル (RS)-2-(2-ピリジルオキシ)プロピル エーテル (別名ピリプロキシフェン)

3-ドデシル-1, 4-ジヒドロ-1, 4-ジオキソ-2-ナフチル アセタート (別名アセキノシル)

3-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-1, 3, 5-オキサジアジナン-4-イリデン (ニトロ)アミン (別名チアメトキサム)

(RS)-2-(4-フルオロフェニル)-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-3-トリメチルシリルプロパン-2-オール (別名シメコナゾール)

アンモニウム DL-ホモアラニン-4-イル (メチル)ホスフィンアート (別名グルホシネート)

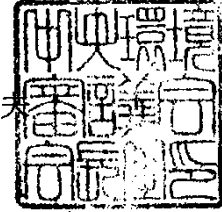
3-(2, 4-ジクロロフェニル)-2-オキソ-1-オキサスピロ[4.5]デカ-3-エン-4-イル 2, 2-ジメチルブチラート (別名スピロジクロフェン)



中環審第108号
平成15年 5月 8日

中央環境審議会土壤農薬部会
部会長 松本 聰 殿

中央環境審議会
会長 森 崑 昭 夫



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が
定める基準の設定について（付議）

平成15年5月8日付け環水土第030508002号をもって、環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。